政令第八十九号

防 衛 省 :組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 国家行 行 政 以組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第八条の二、 防衛省 設置法 、昭和二十九 年法律

第百 六十四 号) 第二十 -条第三 項、 防 衛 省 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与等に . 関 する 法律 (昭 和二十七 年法 律 第二百六 十六号)

第十一条の二に おお いて準用する一 般職 \mathcal{O} 職員 の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第 九十五号) 第十 · 条 第

項、 防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項におい て準用する一般職の職 員の給与に関する法

律第十三条第二 一項及び 防衛 省 \mathcal{O} 職 員 の給与等に関する法律第十六条第三項の 規定に基づき、 この政令を制定

する。

(防衛省組織令の一部改正)

第 条 防衛省組 織令 昭昭 和二十九年政令第百七十八号) の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第 百· 七 十五条第十二号、 第百九十八条第六号及び第二百十三条中 「札幌試験場」 を 「千歳試 談場」 に改

める。

第二百二十条(見出しを含む。) 中「札幌試験場」を「千歳試験場」 に改める。

第二百二十二条第一項第一号中「札幌試験場」 を 「千歳試験場」 に改 いめる。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第二条 防 衛 省 \mathcal{O} 職 員 0 給与等に関する法律 -施行令 (昭 和二十七 年政令第三百六十八号) の 一 部を次 のよう

に改正する。

第十二条第三項中「百分の三十三(その行う落下傘降下作業に携行する装備品の種類を考慮して防衛大

臣 が定める落下傘隊員にあつては、 その行う落下傘降下 -作業の 危険性 及び 困難性に応じて防衛大臣 Lが定め

るところにより百 分の三十・二五又は」 を 「百分の三十・二五 (落下· 傘を利用 して行う装備 묘 及 び 食 糧 そ

 \mathcal{O} 他 の需 品 \mathcal{O} 補 給に関する教育訓 練及び調 査研究の支援のため の落下 傘降下作業を行うことを本務とする

分の三十・二五」 隊員として防衛大臣の定める者にあつては、」に改め、 を加え、 「百分の三十三を」を 「百分の三十九・六を」 同条第五 項中 「より百分の三十三」 に改める。 の下に 百

別表第二防衛大学校の項の前に次のように加える。

| 防衛省組織令(昭和二十九年政令第百七十八号)第二十八条

本省内部部局

第一号に規定する事務に従事することを本務とする職員

防

衛大臣の定める者に限る。)

別表第五 異常圧力内作業等手当 \mathcal{O} 項 中 「又は 飛 行 <u>|</u>適応検 査 を 飛行適応検査又は装備 品及び 食糧そ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 需 品 に 関 ける研 究開 発」 に 改 め、 同 表 《感染症/ 看 護等手当の 項 中 准 看護師」 の下 に (俸給 \mathcal{O} 調 整

額の支給を受ける者を除く。)」を加える。

附則

(施行期日)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

1

防 衛 施 設 周 辺 0) 生 活環境 \mathcal{O} 整備 等に 関する法律 施行令の一部改正)

2 防衛 施 設 周 辺 0 生活環境 の整備等に関する法律施行令 (昭和四十九年政令第二百二十八号)の一部を次

のように改正する。

第十三条第二号中「札幌試験場」を「千歳試験場」に改める。

(研究開 発システ ک の改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法

3

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法

律施行令 (平成二十年政令第三百十四号) の一部を次のように改正する。

別表 の四 の項第六号中 「防衛装備庁札幌試験場」 を「防衛装備庁千 歳試験場」 に改める。

防衛省の統合幕僚監部の参事官の定数を改めるとともに、

防衛装備庁札幌試験場の名称を変更するほか、

落下傘隊員手当の月額を改める等の必要があるからである。